

## 特定非営利活動法人もりねこ にゃんぶ藩士規約

### 第1条 (定義)

本規約は、特定非営利活動法人もりねこ（以下総称して「もりねこ」という）のミッションに賛同し、ともにねこもひと、しあわせに暮らすことが出来る社会の実現を目指して活動する「にゃんぶ藩士」に登録してくださる企業・団体・個人の方に適用します。

### 第2条 (目的)

にゃんぶ藩士は、もりねこのミッションに賛同し、もりねこが目指すねこもひともしあわせに暮らすことのできる社会を目指して活動します。具体的には、ねこの保護活動、また、ねこの適正飼育を浸透させるための教育・啓発活動にできる範囲で協力します。

### 第3条 (活動)

にゃんぶ藩士は、前条の目的に資するため、無理のない範囲で次の活動に参加することができます。

- 1、 もりねこ及びもりねこが行うイベントのチラシやポスターの設置・掲示
- 2、 もりねこの活動及びもりねこが開催するイベントの広報への協力
- 3、 寄付付き商品やサービスの提供
- 4、 もりねこが開催するイベントなどへの協賛・協力
- 5、 もりねこの募金箱の設置
- 6、 書き損じはがき、未使用切手の回収 BOX の設置
- 7、 もりねこの活動へのボランティア協力
- 8、 技術的支援（プロボノ）
- 9、 その他もりねこが必要とする活動

### 第4条 (特典)

にゃんぶ藩士は、以下の内容をもりねこからの特典として受領することができます。

- 1、 もりねこ HP 上での紹介
- 2、 もりねこ会報（年2回発行）とオリジナルカレンダー（年1回発行）へのお名前掲載
- 3、 もりねこが開催するイベントへの参加優遇
- 4、 各種支援コラボ企画などでの協力
- 5、 その他 にゃんぶ藩士のみなさまからのご提案で、もりねこが実現可能と判断したサービスや活動など

## 第5条 (資格)

にゃんぶ藩士の登録資格は、以下の項目のすべてを満たした方とします。

- 1、もりねこのミッションに賛同している方
- 2、暴力団または反社会的な組織の関係者でない方

## 第6条 (登録手続き)

にゃんぶ藩士の資格は、登録希望者が所定の登録申込書により手続きを行い、もりねこの登録承認を得たときに発生します。

## 第7条 (入会金・年会費)

- 1、にゃんぶ藩士の入会金はなしとします。
- 2、にゃんぶ藩士の年会費は一口 12,000 円とします。
- 3、年会費は年度（4月1日～3月31日）ごとに納付していただきます。
- 4、にゃんぶ藩士の入会金および年会費につきましては、もりねこの総会で変更される場合があります。
- 5、年会費は、年会費相当の物資や商品、サービスの提供または技術的支援をもって替えることが可能です。

## 第8条 (年会費の決済)

にゃんぶ藩士の年会費の納付は、振込または現金にて行うものといたします。

または、年会費相当の物資や商品の納入、サービスの提供または技術的支援の提供をもって年会費の納付といたします。

## 第9条 (退会)

- 1、にゃんぶ藩士は、所定の退会届を提出することにより、いつでも自由に退会することができます。
- 2、退会により、納付済の年会費の返却はしないものといたします。

## 第10条 (資格の喪失)

にゃんぶ藩士は、次の各号のいずれかに該当する場合、当然ににゃんぶ藩士としての資格を喪失します。

- 1 第9条の退会手続きが完了したとき
- 2 第11条により除名されたとき
- 3 登録者本人が死亡したとき または登録企業が廃業したとき
- 4 第5条に定める登録資格を欠いたとき
- 5 年度内に会費の納付を行わず、登録を継続する意思の確認ができないとき。

## 第11条 (除名)

にゃんぶ藩士が次の各号のいずれかに該当する場合、もりねこ理事会の判断でそのにゃんぶ藩士を除名することがあります。にゃんぶ藩士は除名された時点でにゃんぶ藩士としての資格を喪失し、年会費等に関する一切の金銭の返却はしないものとします。

- 1 にゃんぶ藩士の規約に反する行為があった場合
- 2 にゃんぶ藩士の名誉または信用を損ねる行為または秩序を乱す行為があった場合

- 3 もりねこの施設等を故意または重大な過失により損壊した場合
- 4 法令に違反する、または社会通念に著しく欠ける行為があった場合
- 5 危険な行為、または他のにゃんぶ藩士等に対する迷惑行為があった場合
- 6 その他にゃんぶ藩士としてふさわしくないともりねこが判断した場合

#### 第12条 (変更届の提出)

にゃんぶ藩士は登録申込書の記載事項に変更があった場合、速かにもりねこに変更を届け出るものとします。

#### 第13条 (守秘義務)

にゃんぶ藩士は、活動等に参加した際に知りえた、もりねこが秘密情報として指定した情報について、もりねこの許可なく第三者に開示することはできません。

#### 第14条 (個人情報保護)

もりねこは、保有するにゃんぶ藩士の個人情報を、もりねこが別途定める個人情報保護方針にしたがって適切に管理します。

#### 第15条 (通知方法)

もりねこからにゃんぶ藩士に対する通知はにゃんぶ藩士から届け出のあった住所、電話番号またはメールアドレス宛に行うものとします。

#### 第16条 (規約の改定)

- 1、もりねこは、改定の必要性、相当性、その他改定に係る事情に照らして合理的な範囲で本規約を改定することができるものとします。
- 2、改定された規約はもりねこ所定の方法で告知されたときから効力を生じ、以後当該告知がなされたにゃんぶ藩士の全員に適用されるものとします。

#### 第17条 (告知方法)

本規約に関する告知は、HPに掲載する方法により行うものとします。

附則 この規約は令和2年4月1日から施行されます。

令和4年4月1日改定